

## 7. 広報活動及び情報公開の展開

- ・適正な利用・維持管理の推進のため、広報活動や情報公開を行っていく。
- ・広報活動は東京都が主体となっていく。現地でのPR等、簡易な事項については管理運営団体もその任を担う。
- ・広報活動の手法として、次のような事項を実施していく。
  - ①現地での対応（看板・説明板の設置）
    - ・利用している人や維持管理等関わりのある人、付近を通行している人に対して、理解を高めるため。
  - ②ホームページ、印刷物等
    - ・自然再生事業内容、維持管理活動や環境学習活動の内容等、様々な情報をホームページや印刷物等、多様な広報手段を用いて情報を発信していく。
  - ③説明会等の開催
    - ・事業段階を進める毎に、あるいは、新たな施設整備や改修等を行う際に、説明会を開催していく。